

取り調べの可視化など刑事訴訟法の改正に関する意見書

本年5月21日から、裁判員制度が導入され、国民の感覚が裁判に反映されるようになることが期待されていますが、実際の裁判で争点となることも多い供述調書の任意性等について、裁判員となった国民が判断に迷うことが懸念されていることから、捜査機関の取り調べのあり方の見直しが求められています。

こうした状況の中、検察庁、警察庁は、取り調べの一部録画を試行し、警察庁は取り調べ状況を監督する部門の創設など、取り調べの適正化に向けた一定の対策を打ち出したところであります。

しかし、適正な取り調べを確保する必要があることと、被疑者取り調べの録画・録音によるいわゆる可視化についての議論が行われている現状にかんがみ、取り調べのあり方を見直すことが必要であります。

よって、政府におかれては、録画・録音による刑事事件の取り調べの過程の可視化などを内容とする刑事訴訟法の改正を早急に行われるよう強く要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成21年5月11日

尼崎市議会議長

関係大臣あて